破産手続廃止

平成２８年（フ）第４７２８号
東京都多摩市永山３丁目３番地14―402
破産者　有限会社ソル・カーザ
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０８８号
東京都千代田区東神田２丁目４番10号　豊島ビル２Ｆ
破産者　株式会社マークフィールド
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７３１号
東京都墨田区八広２丁目54番４号
破産者　有限会社ＴＨメディアサービス
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１３２号
東京都台東区三筋１－９－４　クレセントビル９Ｆ
破産者　株式会社ＰＵＭＯ
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１３３号
千葉県浦安市高洲４丁目３－１―217
破産者　柴田　真人
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８８９号
東京都小平市上水本町２丁目１番９号
破産者　有限会社バイクガレーヂスラクストン
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８５号
東京都港区北青山２丁目７番24号
破産者　株式会社マーサープランナー
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８３号
東京都江戸川区本一色１丁目13―６―205
破産者　新谷　　仁
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県柏市高田224―210
破産者　湯田賢一郎
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７５号
東京都江戸川区大杉２丁目19―17
破産者　土門　栄子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１１号
東京都品川区東品川２丁目５番８号
破産者　中東建設株式会社
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５６号
埼玉県さいたま市桜区西堀５丁目２―10―614
破産者　小田倉義文
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１３号
東京都大田区本羽田１丁目20―９―105
破産者　松山　　豊
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７０３号
東京都北区志茂５丁目28―10―302
破産者　佐藤千恵子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７４１号
大阪府堺市南区竹城台１丁１－３―924、開始決定時の住所東京都文京区千石４丁目43―５―301
破産者　鳥越　良美
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８０６号
東京都新宿区天神町63番１―502号
破産者　株式会社エム・メソッド
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８０９号
東京都渋谷区恵比寿２丁目27―22―203
破産者　大川原　淳
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５２号
東京都足立区千住宮元町30―18
破産者　宮本佳名子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５３号
東京都足立区千住宮元町30―18
破産者　宮本ゆり子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１５１号
東京都練馬区南田中３丁目16―10
破産者　山口　裕之
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７４３号
東京都日野市西平山４丁目４―18―202、開始決定時の住所東京都八王子市小比企町533―10―201
破産者　伊藤　久志
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部